

香川県内海ダム操作規則をここに公布する。

平成27年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第31号

香川県内海ダム操作規則

香川県内海ダム操作規則（平成17年香川県規則第105号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条—第7条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第8条・第9条）
- 第4章 洪水調節等（第10条—第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条—第20条）
- 第6章 計測、点検及び整備等（第21条—第23条）
- 第7章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、内海ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高70メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高79メートルとする。

(最低水位)

第7条 貯水池の最低水位は、標高62メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高70メートルから標高79メートルまでの容量58万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給は、標高62メートルから標高70メートルまでの容量335,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 香川県小豆総合事務所長(以下「所長」という。)は、洪水の発生が予想される場合においては、別に定めるところにより、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超えたときは、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第18条 所長は、水道用水を供給する場合においては、ダムから日量2,000立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第22条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第23条 所長は、ゲートを操作し、第21条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 補則

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。